

常滑市重層的支援体制整備事業実施計画

(令和8年度)

令和8年3月

常 滑 市

目次

1	計画の基本的な考え方	2
	(1) 計画策定の背景と目的	
	(2) 計画の位置付け	
	(3) 計画期間	
	(4) 計画策定にあたっての体制	
	(5) 重層的支援体制への移行に係る課題と対策	
2	実施体制及び実施内容	6
	(1) 重層的支援体制整備事業の体系	
	(2) 本市における重層的支援体制整備事業の実施体制の全体像	
	(3) 包括的相談支援事業	
	(4) 多機関協働事業	
	(5) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	
	(6) 参加支援事業	
	(7) 地域づくり事業	
3	包括的支援会議（重層的支援会議と支援会議）	16
4	連携体制の構築と計画の推進	18
	(1) 連携推進のための取組	
	(2) 計画の評価と進行管理	
	<参考資料> 社会福祉法（抜粋）	19

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の背景と目的

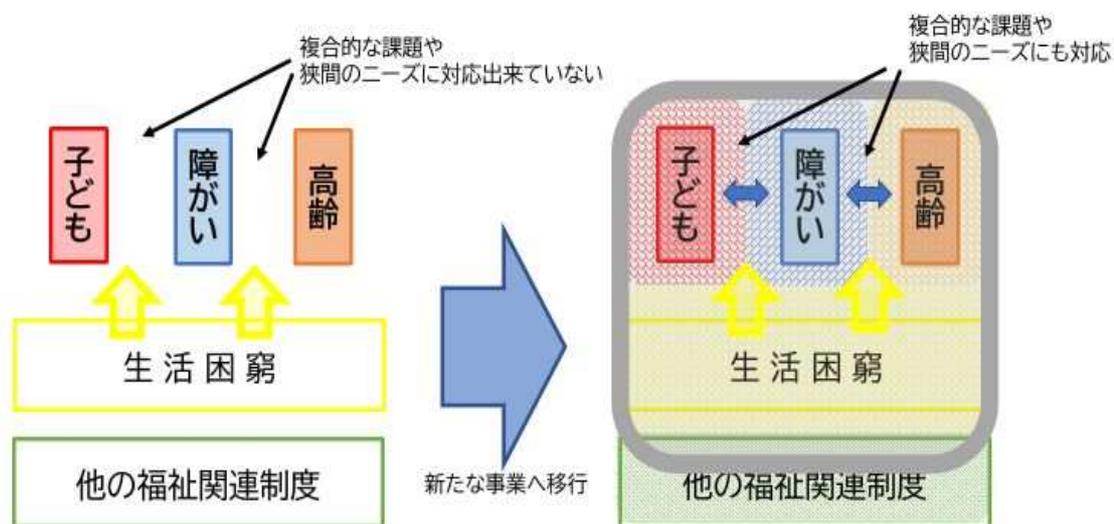
近年、少子高齢化や人口減少に伴う地域のつながりの希薄化が進む中、ダブルケアや8050問題などの複雑化・複合化した生活課題を抱える世帯や何らかの悩みや生活課題を抱えているものの、既存の公的サービスでは対応できない「制度の狭間」にある世帯への対応が新たな課題として顕在化しています。

こうした課題に対処するため、国は、社会福祉法をはじめとした関係法令を改正し、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」と「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、誰もが役割や生きがいを持ち、支えあいながら暮らしていける「地域共生社会」の実現に向けた仕組みづくりを進めることで、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための取組として、令和3年4月、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設しました。

本市では、令和6年度に庁内外の関係者にヒアリングを行い、令和7年度に重層的支援体制整備移行準備支援事業として、勉強会や相談支援関係機関との情報交換を通じ、実効性のある事業実施に向けて準備を進めてきました。

また、第6次常滑市総合計画の基本目標である「共に生き 支え合い 安心して暮らせるまち」をもとに本市における地域共生社会を実現するため、令和8年度から「重層的支援体制整備事業」を実施するにあたり、包括的な相談支援体制構築に向けた実施体制を定めることとし、本計画を策定するものです。

重層的支援体制整備事業のイメージ

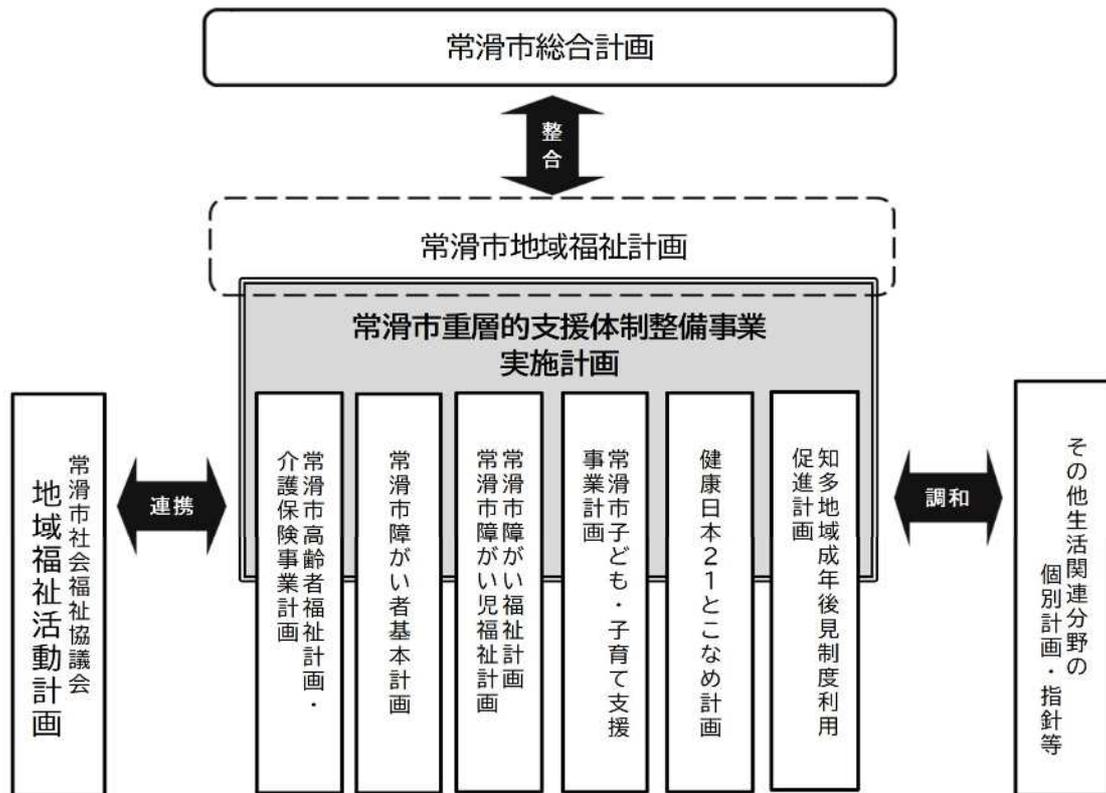


(2) 計画の位置付け

本計画は、重層的支援体制の実施にあたり、社会福祉法第 106 条の 5 の規定に基づき、事業の提供体制に関する事項等を定める計画として策定するものです。

また、本計画は、総合計画や地域福祉計画を上位計画とする高齢、障がい、子どもなどの保健福祉分野の関連計画との整合を図ります。

併せて、常滑市社会福祉協議会（以下、社協という。）が策定する「常滑市地域福祉活動計画」とも連携を図っていきます。



国の「実施計画の策定ガイドライン」において、計画に盛り込むべき必須の記載事項は次の事項となっています。

- ① 相談支援機関、地域づくりに向けた支援事業の拠点数等の設置個所数、設置形態
- ② 参加支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施体制
- ③ 重層的支援会議の実施方法
- ④ 支援関係機関間の連携に関する事項

そのため、本計画においては上記 4 項目を定めることとし、その他の計画に盛り込むべき事項については、今後策定予定である「第 1 期常滑市地域福祉計画」に合わせて整備を図っていきます。

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、下表のとおり令和8年度の1年間とします。

本計画は重層的支援体制整備のために必要な固有事項に特化した内容を記載することから、毎年度評価及び見直しを行います。

なお、常滑市地域福祉計画の策定時に、本計画及び「常滑市社会福祉協議会地域福祉活動計画」等を包含する予定です。

	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
常滑市総合計画	第7次(R11~)				
常滑市重層的支援 体制整備事業実施計画	評価・見直し	評価・見直し	評価・見直し	評価・見直し	評価・見直し

(4) 計画策定にあたっての体制

本計画の策定にあたっては、重層的支援体制整備事業において包括的な連携体制の構築が求められる各分野の庁内関係課（高齢介護課、福祉課、子育て支援課、健康推進課、学校教育課）及び社協で構成する「庁内連携会議」において検討し、意見聴取等を経たうえで策定しました。

(5) 重層的支援体制への移行に係る課題と対策

1 現状と課題

計画策定に先立ち、高齢、障がい、子ども、生活困窮の4分野の庁内関係課（高齢介護課、福祉課、子育て支援課、健康推進課、学校教育課）、相談支援機関（社協、高齢者相談支援センター、障がい者相談支援センター）及び民生委員連絡協議会等の地域福祉活動の関係機関を対象にヒアリングを実施した結果、「複雑化・複合化した生活課題を抱えた相談について、1つの相談支援機関では対応困難な事例があり、現状では各分野の専門性の高い相談支援機関及び関係機関の連携ネットワークや既存の会議体により対応している」ことがわかりました。

その一方で、解決のためには、関係機関の調整に多大な時間と労力を要することや制度の狭間であること、相談者からの訴えがないこと等により、支援者が相談者やその世帯が抱える生活課題を包括的かつ他機関と連携したサポートができていないケースがあり、これらのケースへの対応が必要となります。

2 課題解決に向けた対策

これらの課題に対応するためには、既存の分野別相談支援体制の専門性を維持しながら、複雑化・複合化した生活課題を包括的に受け止め、課題を解きほぐした上で確実に支援につなげる体制を構築する必要があります。

さらに、相談の入り口となる相談支援機関において、相談を受ける担当者が、適切な支援機関や福祉サービスにつなげられるよう、その知識や技量を平準化する必要があることから、相談支援機関一覧表の作成、相談内容に応じたつなぎ先や支援メニュー（制度やサービス）を共有できるツールの導入について検討する必要があります。

また、関係機関間の調整にかかる時間や労力を減らすためには、各分野、各相談支援機関の「縦割りの壁」を低くし、相互の顔が見える関係を構築するとともに、相互の制度理解を促進していくことが必要です。

それとともに、他機関へのつなぎや既存の会議体の枠組みを活用してもなお解決が困難な事例については、支援関係機関の調整や役割分担の明確化を行う新たな会議体を設置し、フォーマル、インフォーマルを問わず支援関係機関が協働して支援を行う体制を構築していく必要があり、相談支援機関や関係団体等の連携体制の強化が不可欠であることから、当事業の理解促進、相互の制度理解のための勉強会や研修会を実施します。

一方で、複雑化・複合化した生活課題を抱えながらも、自ら支援を求めることが困難な方や、自身の抱える課題に気づいていないケースに対して、アウトリーチ等に取り組むことにより、これらの課題の解決に向けた継続的な支援を行います。

さらに、多機関協働の取り組みを進める中で、積み重ねられたケース別の支援や対応事例について、会議等を通じて定期的に本事業に関係する相談支援機関にフィードバックし、支援ノウハウを共有することにより、市全体の相談支援力の底上げを図ります。

2 実施体制及び実施内容

(1) 重層的支援体制整備事業の体系

重層的支援体制整備事業においては、高齢、障がい、子ども、生活困窮などの分野において、相談者の世代や属性を問わない相談支援として、相談を包括的に受け止めて支援する「①包括的相談支援事業」、多機関協働により支援する「②多機関協働事業」、「③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」を実施します。

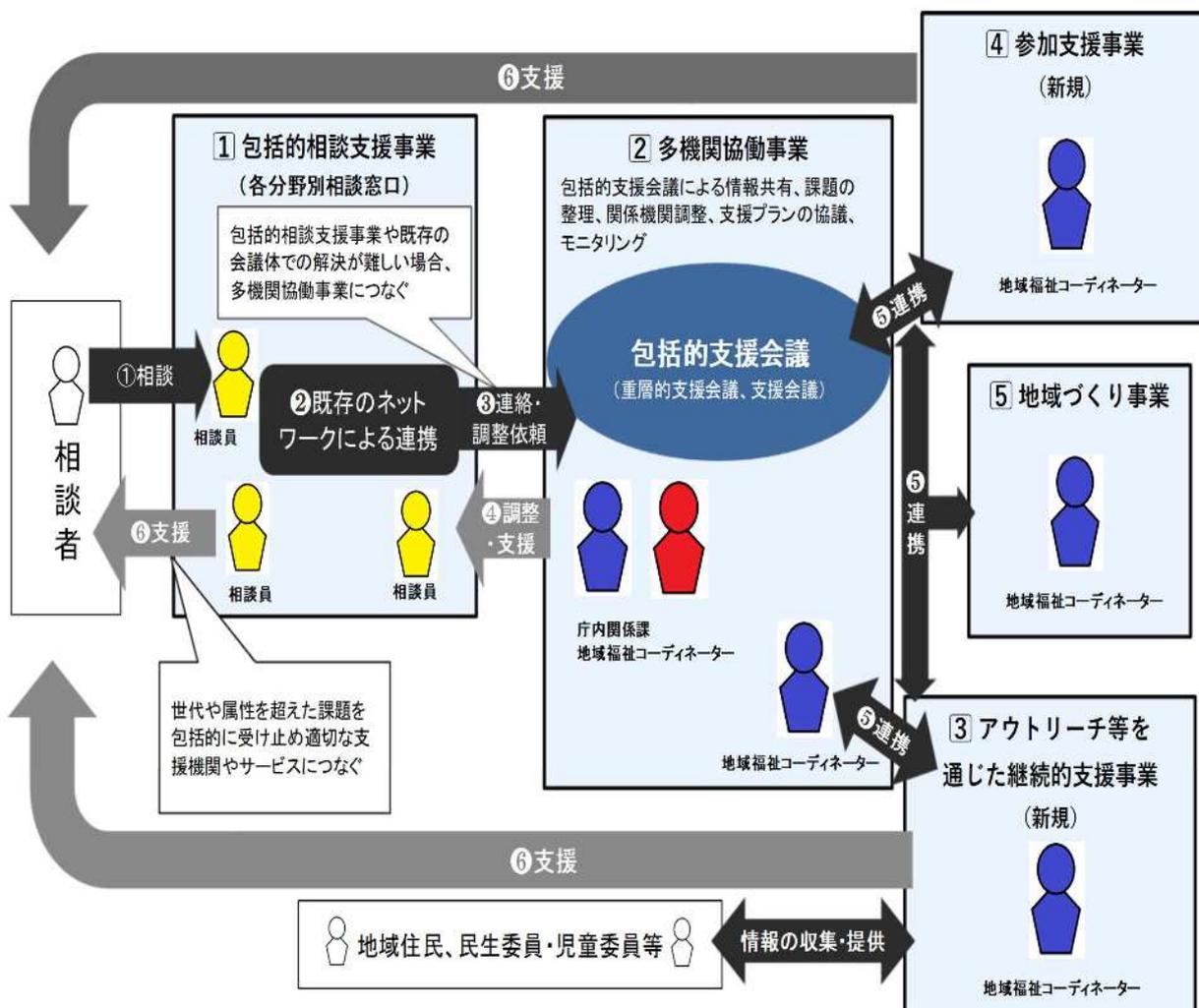
また、社会とのつながりを作るための「④参加支援事業」、交流や参加、学びの場となる「⑤地域づくり事業」の計5つの事業を一体的に実施することで、市民の抱える複雑化・複合化した生活課題の解決や制度の狭間にあるニーズに対応できるよう体制を整備します。

事業名		既存制度の対象事業
属性を問わない相談支援	①包括的相談支援事業	【高齢】 地域包括支援センター事業
		【障がい】 障害者相談支援事業
		【子ども】 利用者支援事業
		【困窮】 自立相談支援事業
	②多機関協働事業	※事業創設に伴う新規事業
	③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	※事業創設に伴う新規事業
	④参加支援事業	※事業創設に伴う新規事業
⑤地域づくり事業		【高齢】 地域介護予防活動支援事業
		【高齢】 生活支援体制整備事業
		【障がい】 地域活動支援センター事業
		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
		※事業創設に伴う新規事業 【困窮他】 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

(2) 本市における重層的支援体制整備事業の実施体制の全体像

本市では、既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限活用しつつ、必要に応じて拡充や補完をするとともに、それらを支える新機能として、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業を実施することで、重層的支援体制整備事業において一体的に整備する5つの事業が相互に連携し、重なり合いながら対象者を支援し、誰一人取りこぼさないセーフティネットの構築を目指します。

重層的支援体制 全体図



各事業の取組スケジュールについては以下のとおりとし、令和7年度は移行準備事業として、包括的相談支援事業に関わる機関の連携体制の強化、構築と多機関協働事業に取り組み、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業については、活用できる社会資源の洗い出しや実施にあたっての課題検討などの実施準備を行っており、令和8年度から5つの事業を一体的に実施していきます。

事業名	令和7年度	令和8年度
① 包括的相談支援事業	既存事業の連携強化	重層的支援体制整備事業として実施
② 多機関協働事業	移行準備支援事業として実施	
③ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	実施準備	
④ 参加支援事業	実施準備	
⑤ 地域づくり事業	既存事業の実施	

(3) 包括的相談支援事業

本市では、これまでも高齢、障がい、子ども、生活困窮の各分野の相談支援機関が、それぞれの専門性を活用し、必要に応じて関係機関と調整して相談支援を行ってきました。

本事業の実施にあたっては、既存の相談支援体制を維持しつつ、他分野の相談を受けた場合は、適切な相談支援機関や利用可能な福祉サービスの情報提供を行うなどの初期相談対応を行います。また、単独の支援機関では解決が困難なケースについては、地域の支援関係機関と連携を図り、相談者の世代や属性を超えた包括的な相談支援を実施します。

その上で、既存のネットワークや会議体での解決が困難な複雑化・複合化した生活課題を抱えたケースへの対応については、多機関協働事業につなぎ、相談者が制度の狭間に置かれることのないよう支援します。

○事業実施体制

分野	事業	
高齢	地域包括支援センター事業 (介護保険法第115条の45第2項第1号～第3号)	
	設置形態	基本型
	主な支援対象者	65歳以上の高齢者
	支援機関	高齢者相談支援センター（地域包括支援センター） 委託 3か所
	事業内容	○高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、介護保険やその他の保健福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーなどの専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防ケアプランの作成などのさまざまな支援を行う。
	所管課	高齢介護課
社会福祉法上の位置付け	第106条の4第2項第1号イ	

分野	事業	
障がい	障害者相談支援事業 (障害者総合支援法第77条第1項第3号)	
	設置形態	基本型
	主な支援対象者	障がい者
	支援機関	基幹相談支援センター 委託 1か所
	事業内容	○障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供給することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。
	所管課	福祉課
	社会福祉法上の位置付け	第106条の4第2項第1号ロ

分野	事業	
子ども	利用者支援事業 (子ども・子育て支援法第59条第1号)	
	設置形態	基本型、こども家庭センター型、妊婦等包括相談支援事業型
	主な支援対象者	子ども及びその保護者
	支援機関	子育て総合支援センター（基本型）、こども家庭センター（こども家庭センター型）、保健センター（妊婦等包括相談支援事業型） 直営 3か所
	事業内容	○子ども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。
	所管課	子育て支援課、健康推進課
	社会福祉法上の位置付け	第106条の4第2項第1号ハ

分野	事業	
生活困窮	自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援法第3条第2項各号)	
	設置形態	基本型
	主な支援対象者	生活困窮者
	支援機関	くらし・ひきこもり相談支援センター 委託 1か所
	事業内容	○生活困窮者からの相談について複合的な課題の分析 やその解決に向けた専門機関へつなぎ、個々の状況 に応じた自立支援計画の作成等の支援を行う。
	所管課	福祉課
社会福祉法上の位置付け	第106条の4第2項第1号二	

(4) 多機関協働事業

「包括的相談支援事業」において、相談支援機関や支援関係機関等からつながれた複雑化・複合化した他分野にわたる生活課題があり、単独の機関だけでは対応が難しいケースや支援機関で役割分担や課題の整理をする必要があるケースについては、多機関協働事業者（社協）において各中学校区単位に配置し、暮らしの中で困りごとを抱える地域住民を支援する専門職である「地域福祉コーディネーター（CSW）」がケース全体の課題の解きほぐしや支援機関の調整を行います。

多機関協働事業につなぐ際の基準としては、他分野にわたる課題であることのみをもってつなぐのではなく、①複雑化・複合化した生活課題があり、世帯全体としての支援が必要なケース、②既存の制度の活用では解決できないケースのいずれかに該当し、かつ単独の相談支援機関や既存のネットワーク、会議体の活用では解決が困難なケース（制度の狭間のケース）であることとします。

<基準>

- ① 複雑化・複合化した生活課題を有し、世帯全体として支援を要すること
- ② 制度の狭間のケースであること

また、「地域福祉コーディネーター（CSW）」は、相談支援機関や支援関係機関等からつながれたケースについて、包括的支援会議（重層的支援会議、支援会議）を開催し、支援プランの作成や評価、関係機関の役割分担等を協議します。

支援プランの決定後は、各支援機関が連携しながら見守りや伴走による継続的な支援を行います。

<支援フロー>



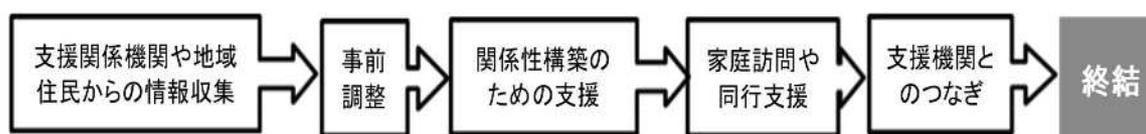
多機関協働事業	
主な支援対象者	複雑化・複合化した多分野にわたる課題を抱えており、単独の支援関係機関での対応が難しく、かつ、各種支援機関間の役割分担や課題の整理を行う必要がある方など
支援機関	社会福祉協議会 委託 1か所
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○包括的相談支援事業の他、重層的支援体制に関する機関間の連携を円滑化するためのサポートや、支援関係機関間の調整を行う。 ○必要に応じ、包括的支援会議を開催し、支援プランの検討や支援関係機関の役割分担についての協議を行う。 ○支援プランの決定後は、効果的な支援となっているか等、支援の状況をモニタリングする。
所管課	福祉課
社会福祉法上の位置付け	第106条の4第2項第5号及び第6号

(5) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複雑化・複合化した生活課題を抱えながらも自ら支援を求めることが困難な方や、支援の必要性が高いと思われるも、自身が抱える課題に気づいていない方（セルフネグレクト）など、潜在的な支援ニーズを抱える人や世帯に支援が行き届くよう、地域福祉コーディネーター（CSW）が、支援が必要な方がいる場所に出向いて支援につながるよう働きかけ（アウトリーチ）、地域住民や支援関係機関等と連携し、伴走しながらつながり続ける支援を行います。

これにより、対象者本人との信頼関係が構築され、本人同意が得られた場合には、「多機関協働事業」や「参加支援事業」、「地域づくり事業」につなぎます。

<支援フロー>



アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	
主な支援対象者	複雑化・複合化した多分野における課題を抱えながらも自ら支援を求めることが困難な方、支援の必要性が高いと思われるものの自身が抱える課題に気づいていない方など
支援機関	社会福祉協議会 委託 1か所
事業内容	○各種会議や地域住民、支援関係機関等からニーズを抱える相談者について、幅広く情報収集を行う。 ○地域住民や既存の支援関係機関のアウトリーチ機能と連携し、対象者への継続的な訪問などを通じて関係構築に向けた丁寧な働きかけを行う。
所管課	福祉課
社会福祉法上の位置付け	第106条の4第2項第4号

(6) 参加支援事業

既存の制度を活用した支援では対応できない複雑化・複合化した生活課題を抱えた方や世帯のニーズに対応するため、地域福祉コーディネーター（CSW）が利用者の希望や課題を把握し、既存の社会資源（地域の人々の生活を支えている人、場所、活動、サービスなど）の拡充や新たな社会資源の開拓などの調整を行うとともに、本人と支援メニューのマッチングを行います。

マッチングした後は、本人の状態やニーズ、希望に沿った活動ができているか継続的な見守りを行うほか、受け入れ先の悩みや課題等に対するサポートを行うなど、地域の社会資源を活用し、社会とのつながり作りや再構築に向けた支援を行います。

<支援フロー>



参加支援事業	
主な支援対象者	各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援や居住支援では対応が難しい、制度の狭間にある個別性の高いニーズを有している方など
支援機関	社会福祉協議会 委託 1か所
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の支援では対応が困難な対象者の狭間のニーズに対応するため、福祉サービス事業者やボランティア活動団体などの地域の社会資源に対するマッチングを行う。 ○現在の住居において日常生活を営むために必要な支援を行う。 ○マッチング後は、継続的な見守りやサポートを行う。
所管課	福祉課
社会福祉法上の位置付け	第106条の4第2項第2号

(7) 地域づくり事業

高齢、障がい、子どもの各分野が実施している既存の事業及び生活困窮の分野で実施する新規事業の取組を活用して、各分野での交流の場や居場所において、世代の属性を超えた受け入れの拡充など、多様な活動を行いやすい環境整備を推進します。

分野	事業	
高齢	地域介護予防活動支援事業 (介護保険法第115条の45第1項第2号)	
	主な支援対象者	65歳以上の高齢者
	支援機関	高齢者相談支援センター（地域包括支援センター） 委託 3か所
	事業内容	○地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。
	所管課	高齢介護課
	社会福祉法上の位置付け	第106条の4第2項第3号イ

分野	事業	
高齢	生活支援体制整備事業 (介護保険法第115条の45第2項第5号)	
	主な支援対象者	65歳以上の高齢者
	支援機関	社会福祉協議会 委託 1か所
	事業内容	○地域資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングを行う生活支援コーディネーターを配置する。 ○生活支援コーディネーターの活動を支援・補完し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進する協議会を開催する。
	所管課	高齢介護課
	社会福祉法上の位置付け	第106条の4第2項第3号ロ

分野	事業	
障がい	地域活動支援センター事業 (障害者総合支援法第77条第1項第9号)	
	主な支援対象者	障がい者
	支援機関	委託 2か所
	事業内容	○障がいのある人に対し、日中に通える安定した居場所を提供し、創作的活動や生産活動、交流活動を通じて社会参加を促進する。
	所管課	福祉課
	社会福祉法上の位置付け	第106条の4第2項第3号八

分野	事業	
子ども	地域子育て支援拠点事業 (子ども・子育て支援法第59条第9号)	
	主な支援対象者	子ども及びその保護者
	支援機関	直営 2か所、民営 3か所
	事業内容	○子育て総合支援センターや地域の認定こども園・保育所(園)等の身近な場所で、子育ての不安・悩みの相談や情報提供、保護者同士が交流する場を提供する。
	所管課	子育て支援課
	社会福祉法上の位置付け	第106条の4第2項第3号二

分野	事業	
その他 (生活困窮)	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	
	主な支援対象者	高齢者、障がい者をはじめとした地域とのつながりが必要と認められる世帯
	支援機関	社会福祉協議会 委託 1か所
	事業内容	○支援対象世帯を定期的に訪問するとともに、日常生活の中の見守りや地域の実情に応じた交流会などを開催する。 ○地域住民が主体となり、互いに見守り支えあう体制を構築することを目的として、研修会や連絡会を開催する。
	所管課	福祉課
	社会福祉法上の位置付け	—

3 包括的支援会議（重層的支援会議と支援会議）

当市では、多機関協働事業において設置が義務付けられている「重層的支援会議」に加えて、社会福祉法第106条の6に規定する「支援会議」の両機能を併せ持った「包括的支援会議」を設置します。

「包括的支援会議」では、支援関係機関の役割分担や多機関協働事業者（社協）等が作成した支援プランの適切性の検討や終結時の評価、社会資源の把握と充実に向けた検討等を行います。

なお、当市では会議名称の違いによる混乱を避けるため、「包括的支援会議」の名称に統一することとします。

会議開催にあたっては、その都度「重層的支援会議」と「支援会議」のいずれの位置づけとするかを判断します。

○重層的支援会議と支援会議の違い

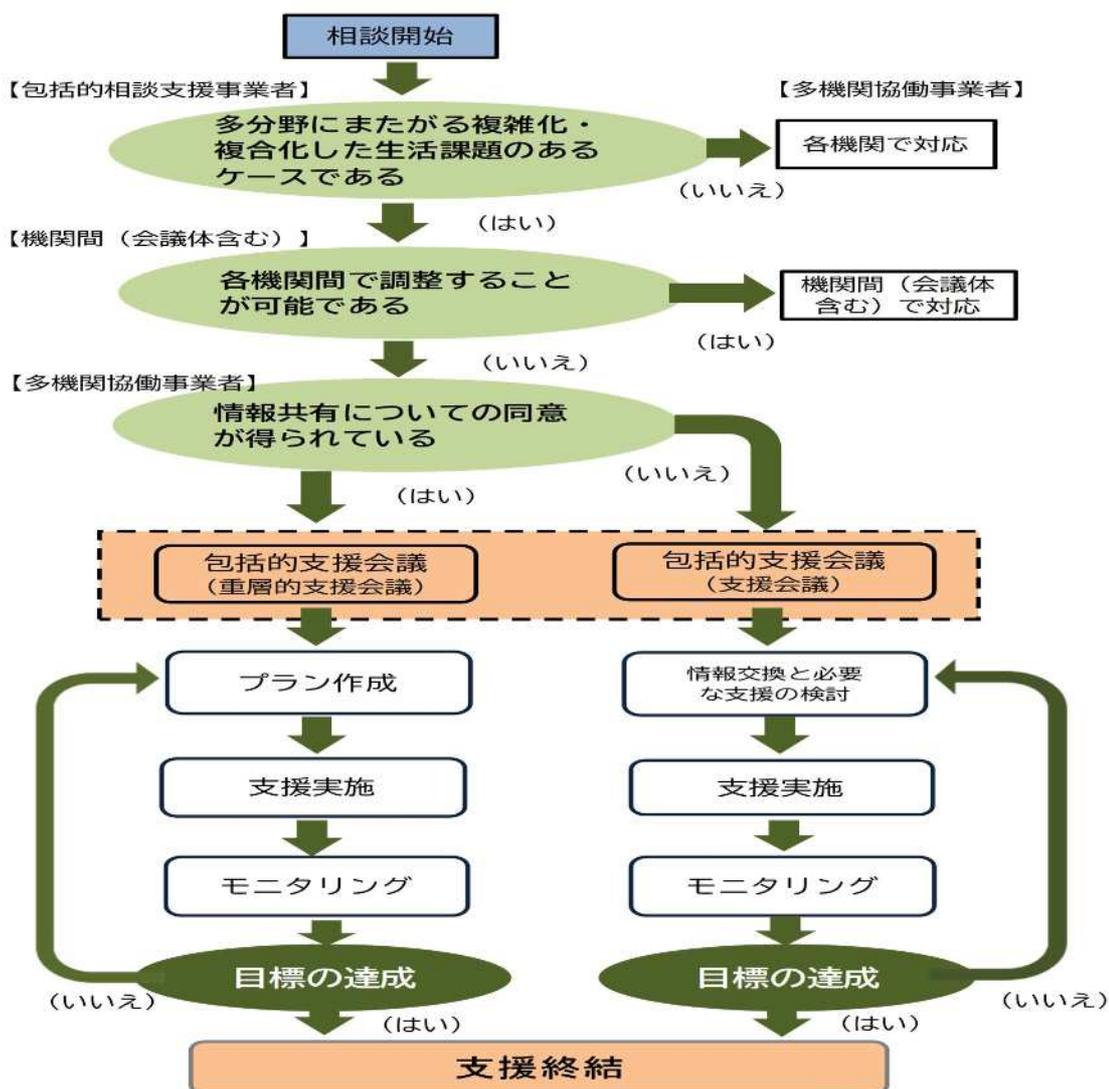
重層的支援体制整備事業において、本人同意が得られる前の早期かつ予防的な関わりのため、生活課題を抱える方や世帯に関する情報共有や必要な支援方法を協議する「支援会議」と、本人同意が得られた後の支援プランの支援決定を行う「重層的支援会議」を実施します。

項目	重層的支援会議	支援会議
目的	包括的相談支援事業やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業などで把握した対象者のうち、個人情報の共有について本人同意が得られている事例に対して、支援プランの検討、関係機関間の役割分担を行う	包括的相談支援事業やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業などで把握した潜在的な課題を抱える対象者について、個人情報の共有に関する本人同意が得られる前に、予防的・早期の支援実施のため、情報交換や必要な支援策の検討を行う
内容	①支援対象者に対する個別の支援プランの協議、決定 ②プラン終結時における支援の経過と成果の評価、検証 ③参加支援事業のプラン作成時に、個々のニーズに対応する社会資源の不足が把握された際、社会資源の開発等に向けた取り組みの検討	①本人同意が得られる前の潜在的課題を抱えた事例についての情報共有 ②予防的、早期の支援方針の決定 ③緊急性が高い事案への対応検討
参集者	○庁内関係課（包括的相談支援機関所管課） ○包括的相談支援機関事業者 ○多機関協働事業者 ○アウトリーチ等を通じた継続支援事業者 ○参加支援事業者 ○その他ケースに応じた支援関係機関（福祉サービス提供事業者、医療機関、学校等）	○庁内関係課（包括的相談支援事業所管課） ○包括的相談支援事業者 ○多機関協働事業者 ○アウトリーチ等を通じた継続支援事業者 ○参加支援事業者 ○その他ケースに応じた支援関係機関（福祉サービス提供事業者、医療機関、学校等）
開催時期	随時、年1回定期	随時
個人情報の取扱い	○個人情報の共有については本人同意の必要がある ○出席者は会議で知り得たすべての事項について守秘義務がある	○社会福祉法第106条の6に基づく会議であり、構成員に守秘義務を課して開催するため、個人情報の共有について本人同意は不要 ○出席者は会議で知り得たすべての事項について守秘義務がある

○包括的支援会議開催の時期別の主な検討事項

開催時期	主な検討事項
プラン作成時	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント結果に基づく本人の目標、支援方針、プラン内容 ・各支援関係機関の役割分担の種類 ・モニタリングの時期等の検討
再プラン作成時	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の状況変化の確認、評価 ・現行プランの評価 ・再プラン内容の確認（プラン策定時の内容と同じ）
支援終了の判断時	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の目標達成状況、本人に関わる支援者の状況の確認 ・支援終了の評価、フォローアップの必要性やその方法の確認
支援中断の決定時	<ul style="list-style-type: none"> ・本人と完全に連絡が取れなくなった場合等における、支援中断の決定 ※判断にあたっては、本人やその世帯を取り巻く関係者からの情報収集や自宅訪問等を行うなど、できる限り本人と接触をとるよう働きかける

○相談開始から支援終了までのフロー図



4 連携体制の構築と計画の推進

(1) 連携推進のための取組

1 連携体制の構築

高齢、障がい、子ども、生活困窮の4分野の庁内関係課（高齢介護課、福祉課、子育て支援課、健康推進課、学校教育課）と社協など相談支援機関間の連携を強化し、一体的に事業を実施するため、本市では、複雑化・複合化した困りごとや悩みを抱えている方を市や多機関協働事業者（社協）につなぐための「つなぐシート」の活用や「相談支援機関一覧表」の作成によって、円滑な連携機能の強化を図ります。

また、庁内及び社協の連携体制や役割分担に関する協議等、「包括的支援会議」において検討しないケースの情報共有、事業全体の進捗状況や施策をより効果的に進める上での課題整理を行うため、庁内関係課及び社協で構成する「庁内連携会議」を随時開催します。

2 他分野との連携

事業の推進にあたり、高齢、障がい、子ども、生活困窮以外の生活支援（民生、生活保護、消費生活センター等）、労働（公共職業安定所等）、教育（教育委員会や学校等）、住宅（公営住宅、居住支援法人等）などの他分野との連携においても重要となるため、他分野の支援機関や事業者についても会議への参加、研修会の開催等により、事業全体の周知及び理解促進を働きかけます。

3 インターネット等を活用した連携

「包括的支援会議」の開催については、支援関係者の負担軽減を図るため、会議のオンライン開催、開催連絡や日程調整等をネット上で行うツールの活用など、インターネット等を活用した連携を図ります。

(2) 計画の評価と進行管理

施策の着実な推進のため、年度ごとに実施状況を確認し、PDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）を通じて、定期的な点検・評価を行い、必要に応じた施策の充実や改善を図りながら、事業を円滑かつ効果的に進めていきます。



<参考資料> 社会福祉法（抜粋）

（包括的な支援体制の整備）

第 106 条の 3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

（重層的支援体制整備事業）

第 106 条の 4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業。

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言、現在の住居において日常生活を営むのに必要な援助その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、児童福祉法第十条の二第二項に規定するこども家庭センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

4 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第八十一条第一項に規定する支援協議会その他の居住の支援に関する機関と緊密に連携しつつ、地域生活課題を抱える地域住民の居住の安定の確保のために必要な支援を行うよう努めるものとする。

5 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

6 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（重層的支援体制整備事業実施計画）

第106条の5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第一百七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(支援会議)

第 106 条の 6 市町村は、支援関係機関、第百六条の四第五項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「支援関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。

2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 支援会議は、当該支援会議を組織している市町村に生活保護法第二十七条の三第一項に規定する調整会議又は生活困窮者自立支援法第九条第一項に規定する支援会議が組織されているときは、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援の円滑な実施のため、これらの会議と相互に連携を図るよう努めるものとする。

6 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める

常滑市重層的支援体制整備事業実施計画

令和8年3月初版

発行：常滑市

編集：常滑市福祉部福祉課

〒479-8610

愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5

電話 0569-34-7744

FAX 0569-34-7745

Email fukushi@city.tokoname.lg.jp